

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由										
1	1	5	<p>5 用語の定義</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察官等</td> <td>警察官及び自衛官をいう。</td> </tr> </table>			警察官等	警察官及び自衛官をいう。	<p>5 用語の定義</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察官等</td> <td>警察官及び自衛官をいう。</td> </tr> <tr> <td>警察署長等</td> <td>警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。</td> </tr> </table>			警察官等	警察官及び自衛官をいう。	警察署長等	警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。	追加で定義する必要の発生 (54 ページ関連)
警察官等	警察官及び自衛官をいう。														
警察官等	警察官及び自衛官をいう。														
警察署長等	警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。														
1	2	6	<p>市は、・・・略・・・、国、県、近隣市町村及び関係機関等と連携し、国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 関係機関相互の連携協力の確保（国民保護法第3条関係）</p> <p>市は、国、県、近隣市町村及び指定公共機関等と平素から相互の連携体制の整備に努める。</p> <p>5～8 略</p>	<p>市は、・・・略・・・、国、県、近隣市町及び関係機関等と連携し、国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 関係機関相互の連携協力の確保（国民保護法第3条関係）</p> <p>市は、国、県、近隣市町及び指定公共機関等と平素から相互の連携体制の整備に努める。</p> <p>5～8 略</p>	近隣に村は無い ため										
1	4	14	<p>2 社会的特徴</p> <p>(4) 交通</p> <p>③ 飛行場等</p> <p>愛知県営名古屋空港まで自動車約1時間、<u>中部新国際空港</u>までは高速道路等を利用して・・・。</p>	<p>2 社会的特徴</p> <p>(4) 交通</p> <p>③ 飛行場等</p> <p>愛知県営名古屋空港まで自動車約1時間、<u>中部国際空港</u>までは高速道路等を利用して・・・。</p>	文言訂正										

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
1	5	15	<p>1 武力攻撃事態</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① 攻撃目標となりやすい地域</p> <p style="padding-left: 2em;">都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設等に対する攻撃が想定される。</p>	<p>1 武力攻撃事態</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① 攻撃目標となりやすい地域</p> <p style="padding-left: 2em;">都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設等に対する攻撃が想定される。</p>	訂正
2	1	22	<p>1 市における組織・体制の整備</p> <p>(2) 市の初動体制</p> <p>① 24時間即応体制の確保</p> <p style="padding-left: 2em;">市消防本部及び消防署との連携を図りつつ、…略…、また本庁勤務時間外は本庁舎宿直業務受託民<u>官</u>警備員が、…略。</p>	<p>1 市における組織・体制の整備</p> <p>(2) 市の初動体制</p> <p>① 24時間即応体制の確保</p> <p style="padding-left: 2em;">市消防本部及び消防署との連携を図りつつ、…略…、また本庁勤務時間外は本庁舎宿直業務受託民<u>間</u>警備員が、…略。</p>	文言訂正
2	1	23	<p>2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>① 防災のための連携体制の活用</p> <p style="padding-left: 2em;">市は、防災のための連携体制を活用し、国、県、近隣市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携を図る。</p>	<p>2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>① 防災のための連携体制の活用</p> <p style="padding-left: 2em;">市は、防災のための連携体制を活用し、国、県、近隣市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携を図る</p>	近隣に村は無い ため

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
2	1	24	<p>(3) 近隣市町村等との連携（国民保護法第3条関係）</p> <p>① 近隣市町村との連携</p> <p>市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、・・・略・・・、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。</p> <p>② 消防機関の連携体制の整備</p> <p>市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、・・・略。</p>	<p>(3) 近隣市町等との連携（国民保護法第3条関係）</p> <p>① 近隣市町との連携</p> <p>市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、・・・略・・・、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。</p> <p>② 消防機関の連携体制の整備</p> <p>市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、・・・略。</p>	近隣に村は無いため
2	1	27	<p>4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>(3) 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備（国民保護法第94条関係）</p> <p>【収集・報告すべき情報】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ <u>その他、個人を識別するための情報</u> ⑧ 略</p> <p>⑨～⑭ 略</p> <p>2 略</p> </div>	<p>4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>(3) 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備（国民保護法第94条関係）</p> <p>【収集・報告すべき情報】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>⑦ <u>①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号いずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)</u> ⑧～⑭ 略</p> <p>2 略</p> </div>	安否情報省令改正に伴う対応

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
2	1	28	<p>5 研修及び訓練</p> <p>(1) 研修</p> <p>① 研修機関における研修の活用 市は、・・・略・・・、市町村職員中央研修所、県自治大学校、県消防学校等の・・・略。</p> <p>② 略</p> <p>③ 外部有識者等による研修 市は、・・・略・・・、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、学識経験者、・・・略。</p>	<p>5 研修及び訓練</p> <p>(1) 研修</p> <p>① 研修機関における研修の活用 市は、・・・略・・・、市町村職員中央研修所、<u>県地方自治大学校、県消防学校、財団法人岐阜県市町村職員研修センター</u>等の・・・略。</p> <p>② 略</p> <p>③ 外部有識者等による研修 市は、・・・略・・・、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察の<u>職員</u>、学識経験者、・・・略。</p>	正式名称と機関追加
2	1	29	<p>(2) 訓練（国民保護法第42条関係）</p> <p>① 市における訓練の実施 市は、近隣<u>市町村</u>、県、国等関係機関と共同するなどして、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施する。 以下、略。</p>	<p>(2) 訓練（国民保護法第42条関係）</p> <p>① 市における訓練の実施 市は、近隣<u>市町</u>、県、国等関係機関と共同するなどして、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施する。 以下、略。</p>	近隣に村は無いため
2	2	30	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>武力攻撃災害における避難は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 略 ○ 略 ○ 市単位又は近隣<u>市町村</u>を含めた大規模な避難を要する場合 <p>以下、略。</p>	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>武力攻撃災害における避難は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 略 ○ 略 ○ 市単位又は近隣<u>市町</u>を含めた大規模な避難を要する場合 <p>以下、略。</p>	近隣に村は無いため

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
3	1	38	<p>1 初動体制</p> <p>市は、初動体制の迅速な確立と初動措置の万全を期すため、事態の推移に応じ、</p> <p>○情報収集体制 ～<u>国外での重大テロの発生や国際情勢の緊迫等により、国や県が情報収集体制や警戒体制を強化するなどの措置を講ずる事態に至った場合で、市長が本市としても情報収集体制を強化する必要があると認めたときなど</u></p> <p>○警戒体制 ～<u>国による武力攻撃事態等の事態認定がされ、県内の本市以外の市町村または県外隣接市が対策本部を設置すべき指定の通知を受けたときなど</u></p> <p><u>をとるものとし、情報収集体制については市緊急事態連絡室（仮称）を設置し、警戒体制については市警戒本部を設置し、その旨を県に連絡する。</u></p> <p>市内で多数の死傷者等が生じる事案が発生したときで、国による武力攻撃事態等の認定がない場合においては、情報の収集、分析を行うとともに、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、<u>警察官職務執行法</u>、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置により、被害の最小化を図る。</p>	<p>1 初動体制</p> <p><u>国外での重大テロの発生や国際情勢の緊迫等により、国や県が情報収集体制や警戒体制を強化するなどの措置を講ずる事態に至った場合、市は初動体制の迅速な確立と初動措置の万全を期すため、事態の推移に応じて次の体制をとるものとする。</u></p> <p>○情報収集体制 ～<u>国による武力攻撃事態等の事態認定がされる前で、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合など、市長が情報収集体制を強化する必要があると認めたとき</u></p> <p>○警戒体制 ～<u>国による武力攻撃事態等の事態認定がされ、県内の本市以外の市町村または県外隣接市が対策本部を設置すべき指定の通知を受けたとき</u></p> <p>情報収集体制については市緊急事態連絡室（仮称）を設置し、警戒体制については市警戒本部を設置し、その旨を県に連絡する。</p> <p>市内で多数の死傷者等が生じる事案が発生したときで、国による武力攻撃事態等の認定がない場合においては、情報の収集、分析を行うとともに、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、<u>災害対策基本法</u>等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置により、被害の最小化を図る。</p>	<p>緊急事態連絡室（仮称）の設置条件との整合</p>

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
3	1	38	<p>図中</p> <p>国民保護法に基づく措置 (例)避難の指示、 警戒区域の設定</p> <p>本部設置前は 本部設置指定要請</p>	<p>図中</p> <p>国民保護法に基づく措置 (例)退避の指示、 警戒区域の設定</p> <p>本部設置前は 本部設置指定要請</p>	警戒体制では避難の指示は想定できないため
3	1	40	<p>2 事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置</p> <p>(2) 初動措置の確保</p> <p>市は、<u>警察官職務執行法</u>に基づき、警察官が行う<u>避難の指示</u>、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</p>	<p>2 事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置</p> <p>(2) 初動措置の確保</p> <p>市は、<u>警察官職務執行法等</u>に基づき、警察官が行う<u>避難等の措置</u>、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</p>	警察官職務執行法では避難の指示、警戒区域の設定は規定していないから
3	4	53	<p>2 避難住民の誘導等</p> <p>図中</p> <p>「市の執行機関」、「県・警察署」への矢印に「通知」の説明書き。</p>	<p>2 避難住民の誘導等</p> <p>図中</p> <p>「市の執行機関」、「市の支所・出先機関等」、「市消防長」、「県・警察署」、「自衛隊地方連絡部長」、「運送事業者等」への矢印に「通知」の説明書き。</p> <p>「報道関係者」への矢印に「提供」の説明書き。</p>	避難実施要領の伝達及び通知等に記述されている内容と図との整合

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
3	4	54	<p>(3) 避難住民の誘導(国民保護法第62条～第71条関係)</p> <p>③ 避難誘導を行う関係機関との連携</p> <p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、<u>警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長</u>に対して、警察官等による避難住民の誘導を要請する。</p> <p>また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。</p>	<p>(3) 避難住民の誘導(国民保護法第62条～第71条関係)</p> <p>③ 避難誘導を行う関係機関との連携</p> <p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、<u>警察署長等</u>に対して、警察官等による避難住民の誘導を要請する。</p> <p>また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。</p>	用語の定義に追加記載することで表現を整理
3	4	55	<p>⑥ 災害時要援護者への配慮</p> <p>市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う（<u>また、避難支援プランを策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。</u>）。</p>	<p>⑥ 災害時要援護者への配慮</p> <p>市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p>	市の現状に合せた記載

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
3	6	66	<p>図中 <u>収集項目</u></p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑦ 居所</p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑥に加えて）</p> <p>⑩ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑪ 死体の所在</p>	<p>図中 <u>収集項目</u></p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② <u>フリガナ</u></p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷(疾病) の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者からの照会回答希望</p> <p>⑬ 知人からの照会回答希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外への回答・公表への同意</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑦、⑩、⑭に加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 遺体が安置されている場所</p>	<p>安否情報省令改正に伴う対応</p>

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
3	6	66	<p>図中</p> <p><u>市町村長</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集・整理 ・ 安否情報の回答 ・ <u>都道府県知事</u>への報告 <p><u>都道府県知事</u></p> <p><u>県警察</u></p> <p>※国モデル計画より転載</p>	<p>図中</p> <p><u>市長</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集・整理 ・ 安否情報の回答 ・ <u>県知事</u>への報告 <p><u>県知事</u></p> <p><u>県警察等</u></p>	本文記述内容との図との整合
3	7	70	<p>支援を求める。</p> <p>このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等安全確保のための必要な措置を講ずる。 <u>（一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。）</u></p>	<p>支援を求める。</p> <p>このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等安全確保のための必要な措置を講ずる。</p>	市の現状に合せた記載
3	7	73	<p>⑦ 職員の安全の確保</p> <p><u>市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、・・・略・・・。</u></p>	<p>⑦ 職員の安全の確保</p> <p><u>市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、・・・略・・・。</u></p>	市の現状に合せた記載

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
3	7	73	イ 生物剤による攻撃の場合 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。 <u>（また、保健所が設置されている市においては、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。）</u>	イ 生物剤による攻撃の場合 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。	市の現状に合せた記載
3	7	74	⑤ 市長等の権限 市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、・・・略・・・。	⑤ 市長の権限 市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、・・・略・・・。	市の現状に合せた記載
3	7	75	⑥ 要員の安全の確保 市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、・・・略・・・。	⑥ 要員の安全の確保 市長は、NBC攻撃を受けた場合、・・・略・・・。	市の現状に合せた記載
3	7	77	※【警戒区域の設定について】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。 警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。</div>	※【警戒区域の設定について】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的に立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる区域を設けるものである。 警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。</div>	国民保護法第102条の立ち入り制限区域と区別するため、第114条記載の内容を追加

土岐市国民保護計画（素案） 修正案

編	章	頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
3	7	77	<p>② 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に必要な活動について調整を行う。</p>	<p>② 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。</p>	<p>文章の適正化を図るため</p>
3	10	83	<p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給</p> <p><u>水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給</p> <p><u>水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>市は水道用水供給事業者、工業用水事業者ではないため</p>